

〈保証委託約款〉

私は、下記に定める各条項が契約内容となることに同意するものとします。

第1条（借入約定）

お申し込み者（以下、「私」という。）は、株式会社ジャックス（以下、「ジャックス」という。）の保証により、住信 SBI ネット銀行株式会社（以下、「住信 SBI ネット銀行」という。）と取引することについては、この契約のほか、私と住信 SBI ネット銀行との間で締結した資産形成ローン（ジャックス保証付）契約（以下、「ローン契約」という。）の各条項に従います。

第2条（委託の範囲）

- 1.私がジャックスに委託する保証の範囲は、ローン契約に基づき、私が住信 SBI ネット銀行に対し負担する借入金、利息、損害金、その他一切の債務（以下、「原債務」という。）の全額とします。
- 2.本件保証委託契約（以下、「本契約」という。）は、ジャックスが保証を適当と認め、これに基づいて住信 SBI ネット銀行が融資実行したときに成立するものとします。

第3条（代位弁済）

- 1.私がローン契約に違反したため、ジャックスが住信 SBI ネット銀行から保証の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なくして代位弁済されても異議ありません。
- 2.私は、ジャックスが求償権を行使するときは、この約款のほか、ローン契約の各条項を適用されても異議ありません。

第4条（求償権）

私は、次の各号に定める金銭に係るジャックスの私に対する求償権について弁済の責を負います。

- (1) 前条によるジャックスの出損額。
- (2) 前号の弁済金に対するジャックスが弁済した翌日から支払日に至るまでの年 14.60%の割合（年 365 日の日割計算）による遅延損害金。
- (3) ジャックスがその債権保全あるいは実行のために要した費用の総額。

第5条（事前求償権）

私は、原債務について期限の利益を喪失した場合は、第3条によりジャックスが保証債務を履行する以前に、ジャックスにより残債務全額について事前求償権を行使されても異議ありません。

第6条（営業時間外の振込みの取扱い）

私は、本契約に基づく債務の支払について、ジャックス所定の時刻までに振込みを完了するものとし、当該振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合に、翌営業日の支払と取り扱われたとしても異議ありません。

第7条（保証料・事務手数料）

私は、住信 SBI ネット銀行からジャックスへ支払われる本契約の保証料及び事務手数料の一切の返戻請求をいたしません。

第8条（団体信用生命保険）

- 1.私は、住信 SBI ネット銀行の指定する保険会社の団体信用生命保険（リビングニーズ特約、重度ガン保険金前払特約及び先進医療特約（既に先進医療特約付きの保険に加入されている場合等を除く。））を付帯するものとし、3大疾病保障特約（残債 50%保障又は残債 100%保障であるもの）を任意で付帯することができるものとする。）に加入し、原債務を完済するまで継続することに同意いたします。なお、団体信用生命保険（付帯された特約を含む。）は私を被保険者とし、住信 SBI ネット銀行を保険金受取人及び保険料負担者とします。但し、先進医療特約に基づく給付金については私を受取人とします。
- 2.住信 SBI ネット銀行は、前項による保険金を受領した場合、原債務の返済期限のいかんにかかわらず、住信 SBI ネット銀行所定の方法により、適宜債務の返済に充当されたものとして取扱うものとします。但し、私が前項による保険加入に際し、保険会社に提出する告知書に重要事項を記載しなかった場合又は重要事項に不実のことを記載した場合、その他保険金債権の発生を阻害する事由があることにより、住信 SBI ネット銀行が保険会社から保険金の返還請求を受けたときはこの限りではありません。

第9条（担保）

- 1.私は、ローン契約による原債務を担保するため、ジャックスの指定する不動産に住信 SBI ネット銀行を権利者とする抵当権を設定します。
- 2.私は、ジャックスから担保提供、又は変更を求められたときは、遅滞なくこれに応じ、一切異議を申し立てません。

第10条（充当の指定）

- 1.私は、ジャックスとの間に複数の契約がある場合、又は本契約によりジャックスに対して二つ以上の債務を負担している場合において、私の弁済金が債務の全額を消滅させるに足りないときは、法定充当の順序によらず、ジャックスの指定する方法で充当されても異議ありません。
- 2.私は、私の弁済金が住信 SBI ネット銀行に対する原債務及びジャックスに対する債務の総額を消滅させるに足りない場合は、ジャックス又は住信 SBI ネット銀行の指定する方法で充当されても異議ありません。

第11条（届出義務）

- 1.私は、住所、氏名、勤務先等に変更を生じたとき、その他求償権の行使に影響のある事態が発生したときは、直ちに書面をもって届出し、ジャックスの指示に従います。この届出を怠ったため、ジャックスからの書類その他のものが延着し、又は到達しなかった場合は、通常到達すべきときに到達したものとみなされても異議ありません。
- 2.私は、その財産、収入、信用情報等について、ジャックスから説明及び資料の提出を求められたときは、直ちに求めに応じ、また、担保物件等の調査に協力します。

第 12 条（費用の負担及び公租公課）

私は、ジャックスが原債務保全のために要した費用、及び第 3 条によって取得した権利の保全もしくは行使、又は担保の保全もしくは処理に要した費用、並びにそれらの費用等にかかる消費税等を負担します。

第 13 条（反社会的勢力の排除）

(1) 私は、私が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ① 暴力団。
- ② 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者。
- ③ 暴力団準構成員。
- ④ 暴力団関係企業。
- ⑤ 総会屋等。
- ⑥ 社会運動等標榜ゴロ。
- ⑦ 特殊知能暴力集団等。
- ⑧ 前各号の共生者。
- ⑨ テロリスト等（疑いがある場合を含む。）。
- ⑩ その他前各号に準ずる者。

(2) 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ① 暴力的な要求行為。
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてジャックスの信用を毀損し、又はジャックスの業務を妨害する行為。
- ⑤ その他前各号に準ずる行為。

(3) 私が、前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、ジャックスは、私に対し、当該事項に関する調査を行い、また必要に応じて資料の提出を求めることができ、私は、これに応じるものとします。

(4) 私が (1) もしくは (2) のいずれかに該当した場合、又は (1) もしくは (2) の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、契約を締結すること、又は契約を継続することが不適切であるとジャックスが認める場合には、ジャックスは、私との契約の締結を拒絶し、又は保証債務の履行あるいは本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、私は、ジャックスの通知又は請求により期限の利益を失い、ジャックスに対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

(5) (4) の規定の適用により、ジャックスに損失、損害又は費用（以下「損害等」という。）が生じた場合には、私は、これを賠償する責任を負うものとします。また (4) の規定の適用により、私に損害等が生じた場合にも、私は、当該損害等についてジャックスに請求をしないものとします。

(6) (4) の規定の適用により、本契約が解除された場合でも、ジャックスに対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。

第 14 条（本契約の変更）

ジャックスは、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、ジャックスのホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で私に周知した上で、本契約を変更することができるものとします。

- (1) 変更の内容が私の一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

第 15 条（管轄裁判所の合意）

私は、本契約に関して紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、ジャックスの本社又は取扱営業店を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。